

# 答 申 書

『網走港の安全な利用について』

令和4年5月27日

網走港安全利用対策推進委員会

## はじめに

網走港には、サケ・マスなどが遡上する一級河川の網走川が流入しており、サケの遡上時期には港内の一部が絶好の釣りポイントになっています。

秋サケ釣りの時期には、網走川に遡上しようとして集まるサケを狙い、砂浜から投げ釣りをする者や船舶を使い釣りをする者など、多くの釣り客で混雑します。

船舶を使用した釣りは、遊漁船やプレジャーボートのほか、近年では船舶検査や、操縦免許が不要な、全長3m以下、出力2馬力以下の小型のゴムボート、通称「ミニボート」を利用し釣りをする者が多く見られます。

ミニボートを利用し釣りをする者の一部には、海や船舶の知識を持っていない者もいるため、悪天候でも出港をしたり、航路・泊地に停泊・停留をして釣りをしたり、あるいは、航路・泊地を航行する船舶の直ぐ前を横切るなどの危険な行為も見受けられます。また、夜間に無灯火で航行する者や他船から認識してもらうための旗を立てていない者もあり、漁船や貨物船との事故などの発生が危惧されています。

このような状況の中、網走市長から「網走港の安全な利用について」の検討を行うため、私たち5人の委員で構成する「網走港安全利用対策推進委員会」に対し、令和4年2月14日に諮問が行われました。

審議の過程においては、規制の是非や規制の方法、規制の内容などについて、各委員の権威に基づいた積極的な議論を交わし、その後のパブリックコメントを経て、「(仮)網走港船舶の安全な利用の促進に関する条例大綱」として取りまとめをしました。

この大綱の趣旨が新たな条例に反映され、条例の施行により、網走港が安全に利用されることを切に望みます。

令和4年5月27日

網走港安全利用対策推進委員会

委員長 石井 吉春



## 目 次

I	諮問から答申までの審議経過	1
II	網走港船舶の安全な利用の促進に関する施策について	2
	（仮）網走港船舶の安全な利用の促進に関する条例 大綱	
III	附帯事項	4
IV	おわりに	4
V	委員、アドバイザー、オブザーバー名簿	5
VI	参考資料	6

### 【別冊】

VII	審議内容（議事録）	
	第1回網走港安全利用対策推進委員会 議事録	9
	第2回網走港安全利用対策推進委員会 議事録	22
	第3回網走港安全利用対策推進委員会 議事録	52

I 諮問から答申までの審議経過

	主な内容
<p>第1回委員会 令和4年2月14日(月)</p>	<p>○網走市長から諮問 「網走港の安全な利用について」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>網走市長からの諮問理由</p> <p>近年、秋サケ釣りブームを背景に、網走港湾施設内の水域施設において、小型の船舶を使った釣りが急増しており、大型船の近くに停泊・停留し釣りをする、若しくは昼夜を問わず航路を横切るなど、人命にも関わる大きな事故につながりかねない行為が発生している状況にあります。</p> <p>こうした状況の中、網走港におけるプレジャーボート、ミニボートの対象区域への侵入及び航行について、安全確保に向けて規制も含めた対策について議論いただきたく、諮問をいたします。</p> </div> <p>○網走港の現状と課題 ○網走港の安全利用に向けた意見交換 ○検討課題の抽出</p>
<p>第2回委員会 令和4年3月28日(月)</p>	<p>○港湾利用者・関係者のヒアリング ○網走港と関係法令について ○関係法令の論点について ○船舶の安全な利用のための規制の是非 ○規制の論点等についての意見交換・検討</p>
<p>第3回委員会 令和4年4月26日(火)</p>	<p>○規制の論点等についての意見交換・検討 ○網走港船舶の安全な利用の促進に関する条例大綱(案)の審議・検討</p>
<p>令和4年4月28日(木)～ 令和4年5月16日(月)</p>	<p>○網走港船舶の安全な利用の促進に関する条例大綱(案)に対するパブリックコメント</p>
<p>令和4年5月27日(月)</p>	<p>○網走市長への答申</p>

## II 網走港船舶の安全な利用の促進に関する施策について

---

網走港内において船舶の安全な利用の促進を図るためには、港湾利用者の協力が必要不可欠であります。

また、釣りのポイントで船舶の往来が輻輳する水域には、港湾施設に含まれる水域と含まれない水域があり、それらを一律のルールで管理することが求められます。

これらのことを踏まえ、委員会としては、新たな条例を制定することを求め、盛り込む項目については、次の大綱において示します。

### (仮)網走港船舶の安全な利用の促進に関する条例 大綱

#### 第1 条例の目的

網走港の船舶の航行によって発生する事故を防止し、もつて海面の利用者の生命、身体の安全及び財産の保護を図ることを目的とする。

#### 第2 港湾管理者の責務

港湾区域において、港湾管理者は航行する者に対して、この条例及びこの条例に基づく規制並びにその他の法令に従い、安全な航行の指導及び対象水域の規制に努めなければならない。

#### 第3 対象水域

南防波堤、島防波堤、南外防波堤と第2埠頭護岸、第3埠頭、第4埠頭に囲まれた水域

新港航路及び新港航路と南防波堤の間の水域

新港船だまりの水域

#### 第4 対象船舶

プレジャーボート、ミニボート、遊漁船(※1)、主としてろかいのみをもって運転する船舶その他の総トン数20トン未満の船舶であつて、遊漁その他のレクリエーションに供される船舶。

ただし、次に掲げる船舶を除く。

- ・漁船法(※2)第2条第1項に規定する漁船
- ・海上運送法(※4)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- ・港湾運送事業法(※5)第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- ・内航海運業法(※6)第2条第2項に規定する内航運送業の用に供する船舶
- ・しゅんせつ船、砂利採取船その他の作業船
- ・国、地方公共団体、独立行政法人が所有する船舶

#### 第5 進入の許可

対象水域へ進入しようとする対象船舶は、市長の許可を受けなければならない。

但し、以下の場合を除く。

- ・船舶の乗船者に急病、傷害その他緊急な事態が発生したとき
- ・天候の急変により緊急避難しなければならないとき
- ・船体等の故障により正常な操縦が困難なとき
- ・人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき
- ・入出港届を受理されているとき
- ・港湾法第37条による申請許可を受けているとき

#### 第6 許可等の基準

市長は、許可を受けようとする船舶 が次に該当する場合を除き、許可をしなければならない。

- ・船舶の航行に必要な免許、許可その他法令に基づく資格を有しない場合
- ・対象水域内での釣り(下見等の準備行為を含む)を目的とする場合
- ・他の船舶の安全航行に著しく支障をきたすおそれがある場合
- ・港湾管理に支障をきたすおそれがある場合

#### 第7 関係法令の活用

市長は、この条例の目的を達成するため、関係法令にある罰則規定の積極的な活用を図る。

### Ⅲ 附帯事項

---

条例が求める、「網走港の安全な利用」が阻害されないよう、より一層の現場に則した対応を検討していくこと。

港湾区域内の安全な航行の指導や、フィッシングのルールやマナーの周知・啓発など、今回の安全対策以外の必要な事項については、関係各所と協議、要望をしていく必要があるものと考えています。

### Ⅳ おわりに

---

本答申は、網走港における「網走港の安全な利用」について、その意義、必要性、施策の内容などについて検討した結果であります。その実施に当たっては、審議会での各委員の意見を十分に尊重したうえで、利用者、関係事業所の理解と協力が得られるようにメリット・デメリットについて十分に周知・啓発を行い、取り組んでいただきたいと思います。

また、この答申をきっかけとして全ての網走港の利用者の間に安全な港湾利用に対する認識や理解が高まれば幸いです。

V 委員、アドバイザー、オブザーバー名簿

**【委員会】**

氏名	所属	職名
石井吉春	北海道大学 公共政策大学院	客員教授
川瀬敏朗	弁護士法人 オホーツク北斗	弁護士
新谷哲也	網走漁業協同組合	代表理事組合長
山田直佳	公益財団法人日本釣振興会北海道地区支部	支部役員
上田裕章	国土交通省北海道開発局港湾空港部 港湾行政課	課長

**【アドバイザー】**

氏名	所属	職名
南健悟	日本大学 法学部	教授

**【オブザーバー】**

氏名	所属	職名または係名
金田利弘	網走地区消防組合網走消防署	警防課長
立崎宏幸	紋別海上保安部	交通課長
村井信愛	紋別海上保安部	交通課専門官
中村泰雅	紋別海上保安部	航行安全係
梅本哲也	網走海上保安署	次長
亀山久仁	網走海上保安署	警備救難係
大宮久彦	網走警察署	地域課長
伊藤智英	オホーツク総合振興局産業振興部	水産課長
渡邊修司	網走海区漁業調整委員会	事務局長

## VI 参考資料

---

大綱で使用されている用語、及び関連する用語について、次に示します。

### ※1【遊漁船業の適正化に関する法律】

(定義)

第二条 この法律において「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場(海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。以下同じ。)に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。

2 この法律において「遊漁船」とは、遊漁船業の用に供する船舶をいう。

3 この法律において「遊漁船業者」とは、次条第一項の登録を受けて遊漁船業を営む者をいう。

### ※2【漁船法】

(定義)

第二条 この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。

一 もつぱら漁業(※3)に従事する船舶

二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

三 もつぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

四 もつぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろ、う、設備を有するもの

2 この法律において「動力漁船」とは、推進機関を備える漁船をいう。

3 この法律において「改造」とは、船舶の長さ、幅若しくは深さを変更し、推進機関をあらたに据えつけ、若しくはその種類若しくはその出力を変更し、又は船舶の用途若しくは従事する漁業の種類を変更するために船舶の構造若しくは設備に変更を加えることをいう。

### ※3【漁業法】

(定義)

第二条 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2 この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。

3 この法律において「水産資源」とは、一定の水面に生息する水産動植物のうち有用なものをいう。

### ※4【海上運送法】

(定義)

第二条 この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業(港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。)以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

### ※5【港湾運送事業法】

(定義)

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であつて次に掲げるものをいう。

(中略)

2 この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず港湾運送を行う事業をいう。

※6【内航海運業法】

(定義)

第二条 この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶(はしけを含む。以下同じ。)以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあつたものをいう。(中略)

2 この法律において「内航海運業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

一 内航運送をする事業(次に掲げる事業を除く。以下同じ。)

イ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業

ロ 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)に規定する港湾運送事業

ハ 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

二 内航運送の用に供される船舶の貸渡し(定期傭よう船を含み、主として港湾運送事業(港湾運送事業法に規定する港湾運送事業をいい、同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。次号において同じ。)の用に供される船舶の貸渡し及び同号に規定する船舶の管理をする者が行う船舶の貸渡しを除く。第四条第一項第四号及び第六条第一項第五号において単に「船舶の貸渡し」という。)をする事業